

埼玉県人権啓発活動再委託要綱

[制定]	平成9年8月19日
[改正]	平成10年6月12日
[改正]	平成12年6月16日
[改正]	平成13年4月6日
[改正]	平成22年4月6日
[改正]	平成24年3月30日
[改正]	平成26年3月31日
[改正]	平成29年8月16日
[改正]	令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、人権啓発活動地方委託要綱第5条第4項の規定に基づき、人権啓発活動（知事が支出負担行為担当官法務大臣官房会計課長から実施を委託されたものであって、再委託の対象となるものに限る。以下「啓発活動」という。）の再委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(啓発活動の目的)

第2条 啓発活動は、人権思想の普及高揚を図り、県民に人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(再委託の対象となる啓発活動)

第3条 再委託の対象となる啓発活動は、次のとおりとする。

- (1) 講演会の開催
- (2) 資料の作成・配布
- (3) 放送広告の実施
- (4) 新聞等広告の掲載
- (5) 研修会（地域行政関係者研修会、地域住民懇談会）の開催
- (6) 地域人権啓発活動活性化事業の実施
- (7) その他上記に準ずる啓発活動で知事が相当と認めるもの（以下「その他の啓発活動」という。）

(啓発活動の実施上の留意事項)

第4条 前条の啓発活動を実施するに当たっては、地域住民の理解と共感が得られ、地域住民に信頼されるよう努めるとともに、実施後に効果検証を行い、より効果的・効率的な啓発活動を実施するよう努めるものとする。

(再委託先)

第5条 知事は、第3条各号に規定する啓発活動の全部又は一部を市町

村の長に再委託することができる。

(委託費の種別及び科目区分)

第6条 第3条各号に規定する啓発活動に要する経費(以下「委託費」という。)の種別及び科目区分は、次のとおりとする。

委託費の種別	科目区分
(1)講演会経費	諸謝金, 旅費, 庁費
(2)資料作成経費	庁費
(3)放送広告経費	庁費
(4)新聞等広報経費	庁費
(5)研修会経費	諸謝金, 旅費, 庁費
(6)地域人権啓発活動活性化事業経費	委員手当, 諸謝金, 旅費, 庁費
(7)その他の経費	諸謝金, 旅費, 庁費のうち該当する経費

(再委託手続)

第7条 知事は、再委託事項及び再委託額を明記した再委託申入れのための文書にこの要綱を添えて、受託者に申し入れるものとする。

(承諾の通知)

第8条 受託者は、前条の申入れを承諾したときは、当該申入れを受けた日から起算して14日以内に、請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(再委託費の配分変更の承認)

第9条 受託者は、委託費の種別相互間の配分を変更しようとするときは、あらかじめ人権啓発活動再委託費配分変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、委託費の種別相互間の配分を変更しようとする場合、いずれか一方の低い額を超えない範囲で変更しようとするときは、この限りでない。

2 受託者は、講演会経費、研修会経費、地域人権啓発活性化事業経費及びその他の啓発活動経費の各々の科目相互間の配分については、知事の承認を受けることなく変更することができる。

(支出簿等)

第10条 受託者は、再委託費の支出を明らかにする帳簿を備えるほか、受領書等再委託費の支出を証明する書類を整理して保存しなければならない。

(再委託費の精算)

第11条 受託者は、受託した啓発活動終了後速やかに人権啓発活動再委

託費精算書（様式第3号）に人権啓発活動実施報告書（様式第4号）及び関係書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

（再委託費の支払）

第12条 再委託費は、精算払とする。

2 受託者は、再委託費の支払を受けようとするときは、人権啓発活動再委託請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（啓発活動推進状況等の監査等）

第13条 知事は、必要があると認められるときは、受託者に対し、啓発活動の経過及び結果並びに再委託費の整理状況について、報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査若しくは監査を行うことができるものとする。

（再委託費の返還等）

第14条 知事は、次の各号の一に該当すると認められるときは、受託者に再委託額の全部若しくは一部の支払を行わないこととし、又はすでに支払った再委託費の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 再委託費の交付の請求につき、不正の事実があったとき。
- (2) 啓発活動を取りやめ、又は遂行する見込みがなくなったとき。
- (3) 第9条から第11条までの規定に違反したとき。
- (4) 正当な理由がなく、前条に規定する実地監査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5) 正当な理由がなく、啓発活動を行うについて知事が行った指示に違反したとき。
- (6) 再委託費が再委託額を下回ったとき。

（提出書類の部数）

第15条 この要綱に規定する請書その他の書類の提出部数は、1部とする。ただし、精算時の書類は、2部とする。

（補則）

第16条 この啓発活動の実施に関し必要な細目は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年度の委託費から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年度の委託費から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度の委託費から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度の委託費から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年度の委託費から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年度の委託費から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年度の委託費から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年度の委託費から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度の委託費から適用する。